



地域全体で子育て 世帯を支える体制を

竹村 仁司議員

関係機関と連携し切れ目のない支援に
健康子ども部長



▲あいさいっ子相談室
(こども家庭センター)

問 市は地域全体で子育て世帯を支える体制の強化に取り組んでいる。時代背景とともに変化してきた核家族の進行、地域のつながりの希薄化など、地域全体で取り組む課題が複雑化している。まずまずこども家庭センターの必要性が問われる。センターでの相談対応、情報提供、家庭訪問、実情把握など、それぞれの状況は。

答 令和7年度の相談件

数は、実人数162人、延べ852件の相談に対応した。また、こども家庭センターでは、児童相談所や関係機関からの心配なケースとしての情報提供や相談もあり、これらの対応を加えると年間1074件の対応実績となる。対応形態としては、相談窓口や電話相談、あいさいっ子相談室に加え、家庭訪問も積極的に活用し、現場の状況把握に努めている。これら複雑化

する家庭環境に対し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援に向けた体制の強化に取り組む。

問 本市のこども家庭センターの体制は、乳幼児健診から「わかば」での療育、そして就学後の学校生活へと、ライフステージの節目で支援が途切れないための連携強化が目的だ。特に、就学後

を見据えた学校教育課や関係機関との情報共有の円滑化があげられる。それぞれどのような体制の下、支援が行われるのか

問う。

答 乳幼児健康調査や相談事業で、発達に不安や課題のある子どもに対し、保健師が経過観察や相談・指導を行うなど、早期に支援している。子どもの状況に応じて専門的療育の利用や、発達支援センターでの言語聴覚士や作業療法士による専門的な相談へつなぐなど

の対応をしている。小学校就学後を見据え、必要に応じ教育委員会が実施する就学相談とも連携し、保護者の意向に寄り添いながら最適な学びの場へとつなげてきた。

問 こども家庭センターとの強力な連携、福祉の相談窓口による対応など、包括的な相談の実践は。

答 こども家庭センター、福祉の相談窓口、発達支援センター、地域包括支援センターなど関係機関が連携し、包括的に受け止め、必要な支援につなげる体制づくりを進めている。福祉の相談窓口は、相談内容を限定することなく、まずは相談を受け、必要に応じて関係部署や専門機関につなぐ包括的相談支援を実施している。